

従来の運用基準

「出産要件」終了後に育児休業を取得する場合について

育児休業を取得する際は、お子さんのクラス年齢に応じて、入所の継続が可能になる場合がありますので、下記をご確認ください。

≪「出産要件」終了後、最初の月の1日時点のクラス年齢≫

0歳児クラス～2歳児クラスのお子さん

- ① 「出産要件」終了後、復職する場合は入所を継続することができます。
- ② 育児休業を取得する場合は、「出産要件」が終了した段階で退所となります。

3歳児クラス以上のお子さん

- ① 「出産要件」終了後、復職する場合は入所を継続することができます。
- ② 育児休業を取得する場合は、生まれたお子さんが1歳になる月末まで入所を継続することができます。ただし、育児・介護休業法に規定する条件（※）に該当する場合には、生まれてきたお子さんが最大1歳6カ月到達する月末まで入所を継続することができます。
- ③ 継続期間が終了した翌月の1日時点で、5歳児クラスとなる場合には、育児休業を続けて取得している間は、卒園するまで入所を継続することができます。

この入所継続は、育児休業を取得している場合の特例ですので、退職した場合は入所を継続することはできません。

※育児・介護休業法に規定する条件

- ・生まれてきたお子さんが保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- ・子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等の理由により子を養育することが困難となった場合
- ・両親ともに育児休業を取得し、子が1歳2カ月になるまでの間に1年間育児休業を取得できる制度（パパママ育休プラス）を取得した場合

今後の運用基準

「出産要件」終了後に育児休業を取得する場合について

- ① 「出産要件」終了後、復職する場合は入所を継続することができます。
- ② 育児休業を取得する場合は、生まれたお子さんが1歳になる月末まで入所を継続することができます。ただし、育児・介護休業法に規定する条件（※）に該当する場合には、生まれてきたお子さんが最大1歳6カ月になる月末まで入所を継続することができます。
- ③ 継続期間が終了した翌月の1日時点で、5歳児クラスとなる場合には、育児休業を続けて取得している間は、卒園するまで入所を継続することができます。

この入所継続は、育児休業を取得している場合の特例ですので、退職した場合は入所を継続することはできません。

※育児・介護休業法に規定する条件

- ・ 生まれてきたお子さんが保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- ・ 子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等の理由により子を養育することが困難となった場合
- ・ 両親ともに育児休業を取得し、子が1歳2カ月になるまでの間に1年間育児休業を取得できる制度（パパママ育休プラス）を取得した場合

以 上